

改正後	現 行
<p><u>員欠如減算について所定単位数の100分の50に該当する場合</u> → <u>所定単位数の100分の50の報酬を算定</u> (例2) <u>定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、人員欠如減算について所定単位数の100分の70に該当する場合</u> → <u>所定単位数の100分の70の報酬を算定</u></p> <p>なお、都道府県知事は、複数の減算事由に該当する場合には、重点的な指導を行うとともに、当該指導に従わない場合には、指定の取消しを検討しなければならないものとする。</p> <p>2 障害児通所給付費等 (1) 児童発達支援給付費 ① 児童発達支援給付費の区分について 児童発達支援給付費の区分については、厚生労働大臣が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示第269号。以下「第269号告示」という。）に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) 通所報酬告示第1の1のハを算定する場合 ア (略) イ <u>看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）</u>、児童指導員及び保育士並びに機能訓練担当職員の員数の総数が障害児の数を4で除して得た数以上であること。ただし、<u>看護職員</u>、機能訓練担当職員はそれぞれ1人以上であること。</p>	<p>なお、都道府県知事は、複数の減算事由に該当する場合には、重点的な指導を行うとともに、当該指導に従わない場合には、指定の取消しを検討しなければならないものとする。</p> <p>2 障害児通所給付費等 (1) 児童発達支援給付費 ① 児童発達支援給付費の区分について 児童発達支援給付費の区分については、厚生労働大臣が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示第269号。以下「第269号告示」という。）に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。</p> <p>(一) 通所報酬告示第1の1のイを算定する場合 ア (二)又は(三)に該当しない障害児であること。 イ 児童指導員及び保育士並びに機能訓練担当職員の員数の総数が障害児の数を4で除して得た数以上であること。</p> <p>(二) 通所報酬告示第1の1のロを算定する場合 ア 障害児が難聴児であること。 イ 児童指導員及び保育士、言語聴覚士並びに機能訓練担当職員の員数の総数が障害児の数を4で除して得た数以上であること。ただし、言語聴覚士は4人以上であること。</p> <p>(三) 通所報酬告示第1の1のハを算定する場合 ア 障害児が重症心身障害児であること。 イ <u>看護師</u>、児童指導員及び保育士並びに機能訓練担当職員の員数の総数が障害児の数を4で除して得た数以上であること。ただし、<u>看護師</u>、機能訓練担当職員はそれぞれ1人以上であること。</p>

改正後	現 行
<p>(四) <u>通所報酬告示第1の1のニ(1)を算定する場合</u> ア (五)に該当しない障害児について算定すること。 イ <u>次の(i)及び(ii)又は(iii)に該当すること。</u> <u>(i) 指定通所基準第5条第1項の基準を満たしていること。</u> <u>(ii) 障害児のうち小学校就学前のもの占める割合が70%以上であること。</u> <u>(iii) 指定通所基準第5条第3項の基準を満たしていること。</u></p> <p><u>(四の二) 通所報酬告示第1の1のニ(2)を算定する場合</u> ア (五)に該当しない障害児について算定すること。 イ <u>指定通所基準第5条第1項の基準を満たしていること。</u></p> <p>(五) 通所報酬告示第1の1のホを算定する場合 ア (略) イ <u>指定通所基準第5条第3項の基準を満たしていること。</u></p> <p>(五の二) (略)</p> <p><u>(五の三) 通所報酬告示第1の1のへを算定する場合</u> <u>指定通所基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援の事業を行う事業所であること。</u></p>	<p>(四) 通所報酬告示第1の1のニを算定する場合 ア (五)に該当しない障害児について算定すること。 イ <u>指定児童発達支援の単位であって、指導員又は保育士若しくは機能訓練担当職員の員数の総数が、次の(i)又は(ii)のいずれかに該当すること。</u> <u>(i) 障害児の数が10人以下の指定児童発達支援の単位にあつては、2人以上</u> <u>(ii) 障害児の数が11人以上の指定児童発達支援の単位にあつては、2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上であること</u> ウ <u>指定通所基準第54条の2の規定による基準該当児童発達支援事業所又は第54条の6から第54条の8までの規定による基準該当児童発達支援事業所(以下「みなし基準該当児童発達支援事業所」という。)について算定すること。</u></p> <p>(五) 通所報酬告示第1の1のホを算定する場合 ア 障害児が重症心身障害児であること。 イ <u>嘱託医、看護師、児童指導員又は保育士、機能訓練担当職員をそれぞれ1人以上配置していること。</u></p> <p>(五の二) 通所報酬告示第1の1の注2の2を算定する場合 ア 通所報酬告示第1の1のニを算定していること。 イ 児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数のうち、1以上が児童指導員、保育士又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者(以下「基礎研修修了者」という。)若しくは行動援護従業者養成研修修了者(以下「児童指導員等」という。)であること。</p>

改正後	現 行
<p>(五の四) <u>通所報酬告示第1の1のト(1)を算定する場合</u> 指定通所基準第54条の6から第54条の9までの規定による基準に適合する基準該当児童発達支援事業所であること。</p> <p>(五の五) <u>通所報酬告示第1の1のト(2)を算定する場合</u> 指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当児童発達支援事業所であること。</p> <p>(六) (略)</p> <p>(七) <u>報酬区分を判定する際に用いる障害児の数について</u> <u>報酬区分を判定する際に用いる障害児の数については、以下のとおり取り扱うこととする。</u> <u>ア 当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の延べ利用人数を用いる。</u> <u>イ (四)を算定するには、小学校就学前の障害児の当該年度の前年度の延べ利用人数を、全障害児の延べ利用人数で除し</u></p>	<p>(六) 営業時間が6時間未満に該当する場合の所定単位数の算定について 運営規程等に定める営業時間が6時間未満である場合は、減算することとしているところであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。</p> <p>イ 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、6時間以上開所しているが、障害児の事情等によりサービス提供時間が6時間未満となった場合は、減算の対象とならないこと。また、5時間開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が4時間未満となった場合は、4時間以上6時間未満の場合の割合を乗ずること。</p> <p>ウ 算定される単位数は4時間未満の場合は所定単位数の100分の70とし、4時間以上6時間未満の場合には所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。</p>

改正後	現 行
<p><u>て得た数が70%以上であること。</u> <u>なお、この割合の算出に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</u></p> <p>ウ <u>多機能型事業所における報酬区分については、障害児の数を合算するのではなく、児童発達支援の報酬を算定している障害児の延べ利用人数により算出すること。</u></p> <p>エ <u>新設、増改築等の場合の障害児の数については、</u> (i) <u>新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の障害児の数は、新設又は増改築等の時点から3月未満の間は、新設又は増改築等の時点から体制届の提出までの間の在籍者数（契約者数）に占める小学校就学前の障害児の割合により報酬区分を判定することとし、新設又は増改築の時点から3月以上1年未満の間は、新設又は増改築の時点から3月における障害児の延べ利用人数により算出すること。また、新設又は増改築の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における障害児の延べ利用人数により算出すること。</u> (ii) <u>定員を減少する場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後3月における障害児の延べ利用人数により算出すること。</u> (iii) <u>これにより難い合理的な理由がある場合であって、都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市においては、指定都市又は児童相談所設置市の市長）が認めた場合には、他の適切な方法により、障害児の数を推定することができるものとする。</u></p> <p>オ <u>報酬区分の導入当初の措置として、平成30年3月31日時点において現に存する事業所にあつては、平成30年4月1日時点の在籍者数（契約者数）に占める小学校就学前の障害児の割合により報酬区分を判定すること。また、導入後3月経過後は、3月における障害児の延べ利用人数により算出す</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>ること。</u></p> <p>② 削除</p> <p>③ (略)</p> <p>④ <u>児童指導員等加配加算 (I) の取扱い</u> 通所報酬告示第1の1の注8の<u>児童指導員等加配加算 (I)</u>は、指定児童発達支援事業所において、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数に加え、<u>理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者</u>を配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。 (一) <u>通所報酬告示第1の1の注8のイを算定する場合</u> <u>以下のアからウまでのいずれも満たす場合に算定すること。</u> <u>ア 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を提供していること。</u> <u>イ (二) 又は (三) に該当しないこと。</u></p>	<p>② <u>児童発達支援管理責任者専任加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示第1の1の注6の児童発達支援管理責任者専任加算については、児童発達支援管理責任者を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所(みなし基準該当児童発達支援事業所を除く。)</u>について加算することとしているが、<u>管理者を兼務している者についても算定できるものとする。</u> <u>ただし、児童発達支援センターにおいて、管理者と兼務している者については加算の算定要件は満たさないことに留意すること。</u></p> <p>③ <u>人工内耳装用児支援加算の取扱い</u> 通所報酬告示第1の1の注7の人工内耳装用児支援加算については、指定児童発達支援事業所(主として難聴児を通わせる児童発達支援センターに限る。)において、人工内耳を装用している障害児に対して、指定児童発達支援を行った場合に加算するものであること。</p> <p>④ <u>指導員加配加算の取扱い</u> 通所報酬告示第1の1の注8の<u>指導員加配加算</u>は、指定児童発達支援事業所(<u>児童発達支援センターを除く。</u>)において、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数に加え、<u>指導員等</u>を配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。 (一) <u>通所報酬告示第1の1の注8のイについては、以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。</u> <u>ア 通所報酬告示第1の1の注2の2の加算を算定している事業所において、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、指導員等を1名以上配置(常勤換算による算定)していること。</u> <u>イ 児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数とアの加配職員の総数のうち、児童指導員等を2名以上配置</u></p>

改正後	現 行
<p>ウ <u>児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。</u></p> <p>(二) <u>通所報酬告示第1の1の注8のロを算定する場合以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。</u></p> <p>ア <u>主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を提供していること。</u></p> <p>イ <u>児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。</u></p> <p>(三) <u>通所報酬告示第1の1の注8のハを算定する場合以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。</u></p> <p>ア <u>主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を提供していること。</u></p> <p>イ <u>児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。</u></p> <p>(四) <u>通所報酬告示第1の1の注8のニを算定する場合以下のアからウまでのいずれも満たす場合に算定すること。</u></p> <p>ア <u>(五)に該当しないこと。</u></p> <p>イ <u>児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。</u></p> <p>ウ <u>(1)又は(2)を算定する場合にあっては、児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数とイの加配職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士を2名以上配置（常勤換算による算定）していること。</u></p> <p>(五) <u>通所報酬告示第1の1の注8のホを算定する場合以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。</u></p> <p>ア <u>主として重症心身障害児を通わせる児童福祉法第6条</u></p>	<p><u>(常勤換算による算定)していること。</u></p> <p>(二) <u>通所報酬告示第1の1の注8のロについては、以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。</u></p> <p>ア <u>通所報酬告示第1の1の注8のイを算定していないこと。</u></p> <p>イ <u>児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、指導員等を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。</u></p>

改正後	現 行
<p><u>の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を提供していること。</u></p> <p><u>イ 児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。</u></p> <p><u>④の2 児童指導員等加配加算（Ⅱ）の取扱い</u></p> <p><u>通所報酬告示第1の1の注9の児童指導員等加配加算（Ⅱ）は、指定児童発達支援事業所において、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要な員数及び通所報酬告示第1の1の注8の加算の算定に必要な理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p><u>（一） 以下のアからウまでのいずれも満たす場合に算定すること。</u></p> <p><u>ア 通所報酬告示第1の1のニ（1）を算定していること。</u></p> <p><u>イ 児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数及び通所報酬告示第1の1の注8の加算の算定に必要な理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。</u></p> <p><u>ウ イ又はロを算定する場合にあっては、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数とイの加配職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士を2名以上配置（常勤換算による算定）していること。</u></p> <p><u>（二） 通所支援計画を作成していない場合は算定できないこと。</u></p> <p><u>④の3 看護職員加配加算の取扱い</u></p> <p><u>通所報酬告示第1の1の注10の看護職員加配加算については、次のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p><u>（一） 看護職員加配加算（Ⅰ）</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>以下のア又はイのいずれか及びウを満たす場合に算定すること。</u></p> <p><u>ア 児童発達支援センター又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（いずれもイの場合を除く。）にあっては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を1名以上配置（常勤換算による算定）し、第269号告示別表第一における判定スコア（以下「医療的ケアに関する判定スコア」という。）にある状態のいずれかに該当する障害児の数が1以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</u></p> <p><u>イ 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター又は主として重症心身障害児を通わせる児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設にあっては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を1名以上配置（常勤換算による算定）し、医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数（主として重症心身障害児を通わせる児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設であって定員5名の事業所に限り、16点以上の障害児については当該障害児1人で2人分として算定すること。）が5以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</u></p> <p><u>ウ 医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。</u></p> <p><u>(二) 看護職員加配加算（Ⅱ）</u></p> <p><u>以下のア又はイのいずれか及びウを満たす場合に算定すること。</u></p> <p><u>ア 児童発達支援センター又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（いずれも</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>イの場合を除く。）にあつては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を2名以上配置（常勤換算による算定）し、医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数が5以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</u></p> <p><u>イ 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター又は主として重症心身障害児を通わせる児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設にあつては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を2名以上配置（常勤換算による算定）し、医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数が9以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</u></p> <p><u>ウ 医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。</u></p> <p>(三) <u>看護職員加配加算 (Ⅲ)</u></p> <p><u>以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。</u></p> <p><u>ア 児童発達支援センター又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（いずれも主として重症心身障害児を通わせる場合を除く。）にあつては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を3名以上配置（常勤換算による算定）し、医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数が9以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</u></p> <p><u>イ 医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。</u></p> <p>(四) (一) から (三) については、いずれか1つを算定するも</p>	

改正後	現 行
<p><u>のであること。</u></p> <p><u>(五) (一) から (三) における障害児の数の算出方法については、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p><u>ア 当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の延べ利用人数を用いる。</u></p> <p><u>イ 医療的ケアに関する判定スコアにある状態のいずれかに該当する障害児又は医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児（以下「医療的ケアが必要な障害児」という。）の当該年度の前年度の延べ利用人数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする。</u></p> <p><u>なお、この割合の算出に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</u></p> <p><u>ウ 児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所における医療的ケアが必要な障害児については、障害児の数を合算して算出すること。</u></p> <p><u>エ 新設、増改築等の場合の障害児の数については、</u></p> <p><u>(i) 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の障害児の数は、新設又は増改築等の時点から3月未満の間は、新設又は増改築等の時点から体制届の提出までの間の在籍者数（契約者数）のうち、医療的ケアが必要な障害児の数により判断することとし、新設又は増改築の時点から3月以上1年未満の間は、新設又は増改築の時点から3月における医療的ケアが必要な障害児の延べ利用人数を3月間の開所日数で除して得た数とする。また、新設又は増改築の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における医療的ケアが必要な障害児の延べ利用人数を1年間の開所日数で除して得た数とする。</u></p>	

改正後	現 行
<p>(ii) <u>定員を減少する場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後3月における医療的ケアが必要な障害児の延べ利用人数を3月間の開所日数で除して得た数とする。</u></p> <p>(iii) <u>これにより難い合理的な理由がある場合であつて、都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市においては、指定都市又は児童相談所設置市の市長）が認めた場合には、他の適切な方法により、障害児の数を推定することができるものとする。</u></p> <p>オ <u>加算創設当初の措置として、平成30年3月31日時点において現に存する事業所にあつては、平成30年4月1日時点の在籍者数（契約者数）のうち、医療的ケアが必要な障害児の数により判断すること。また、導入後3月経過後は、3月における医療的ケアが必要な障害児の延べ利用人数を3月間の開所日数で除して得た数とする。</u></p> <p>④の4 <u>共生型サービス体制強化加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示第1の1の注11の共生型サービス体制強化加算については、次のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p>(一) <u>通所報酬告示第1の1の注11のイを算定する場合</u> <u>児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1名以上配置（いずれも兼務可）し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</u></p> <p>(二) <u>通所報酬告示第1の1の注11のロを算定する場合</u> <u>児童発達支援管理責任者を1名以上配置（兼務可）し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</u></p> <p>(三) <u>通所報酬告示第1の1の注11のハを算定する場合</u> <u>保育士又は児童指導員を1名以上配置（いずれも兼務可）し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</u></p>	

改正後	現 行
<p>(四) <u>地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや交流会等）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入や活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。</u></p> <p>(五) <u>(一) から (三) については、いずれか1つを算定するものであること。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑤の2 事業所内相談支援加算の取扱い 通所報酬告示第1の2の2の事業所内相談支援加算については、次のとおり取り扱うこととする。 (一) あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対して、障害児への支援方法等に関する相談援助を行った場合(次のア又はイのいずれかに該当する場合を除く。)に月1回に限り、算定するものであること。 ア (略)</p>	<p>⑤ 家庭連携加算の取扱い 通所報酬告示第1の2の家庭連携加算については、障害児の通所給付決定保護者に対し、障害児の健全育成を図る観点から、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、1回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。 なお、保育所又は学校等（以下「保育所等」という。）の当該障害児が長時間所在する場所において支援を行うことが効果的であると認められる場合については、当該保育所等及び通所給付決定保護者の同意を得た上で、当該保育所等を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合には、この加算を算定して差し支えない。この場合、当該支援を行う際には、保育所等の職員（当該障害児に対し、常時接する者）との緊密な連携を図ること。</p> <p>⑤の2 事業所内相談支援加算の取扱い 通所報酬告示第1の2の2の事業所内相談支援加算については、次のとおり取り扱うこととする。 (一) あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対して、障害児への支援方法等に関する相談援助を行った場合(次のアからウのいずれかに該当する場合を除く。)に月1回に限り、算定するものであること。 ア 相談援助が30分に満たない場合 イ 相談援助が児童発達支援を受けている時間と同一時間帯</p>

改正後	現 行
<p>イ 当該相談援助について家庭連携加算又は訪問支援特別加算を算定している場合</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ (略)</p>	<p>である場合</p> <p>ウ 当該相談援助について家庭連携加算又は訪問支援特別加算を算定している場合</p> <p>(二) 相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。</p> <p>(三) 相談援助を行うに当たっては、必ずしも事業所内で行う必要はないが、障害児及びその家族等が相談しやすいような周囲の環境等に十分配慮すること。</p> <p>⑥ 訪問支援特別加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の3の訪問支援特別加算については、指定障害児通所支援事業者等の利用により、障害児の安定的な日常生活を確保する観点から、概ね3ヶ月以上継続的に当該指定障害児通所支援事業所等を利用していた障害児が、最後に当該指定障害児通所支援事業所等を利用した日から中5日間以上連続して当該指定障害児通所支援事業所等の利用がなかった場合、障害児の居宅を訪問し、家族等との連絡調整、引き続き指定障害児通所支援事業所等を利用するための働きかけ、当該障害児に係る通所支援計画の見直し等の支援を行った場合に加算するものであること。なお、この場合の「5日間」とは、当該障害児に係る通所予定日にかかわらず、開所日で5日間をいうものであることに留意すること。</p> <p>なお、所要時間については、実際に要した時間により算定されるのではなく、通所支援計画に基づいて行われるべき指定児童発達支援等に要する時間に基づき算定されるものであること。</p> <p>また、この加算を1月に2回算定する場合については、この加算の算定後又は指定障害児通所支援事業所等の利用後、再度5日間以上連続して指定障害児通所支援事業所等の利用がなかった場合にのみ対象となるものであること。</p> <p>⑦ 食事提供加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の4の食事提供加算については、児童発達支援センター内の調理室を使用して原則として当該施設が自ら調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差</p>

改正後	現 行
<p>⑧ (略)</p> <p>⑨ 福祉専門職員配置加算の取扱い 通所報酬告示第1の6の福祉専門職員配置等加算については、以下のとおり取り扱うこととする。 (一) 福祉専門職員配置等加算 (I) 指定通所基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であること。 なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。(二)及び(三)において同じ。)</p> <p>(二) 福祉専門職員配置等加算 (II) 指定通所基準の規定により配置することとされている直接</p>	<p>し支えない。ただし、当該調理委託が行えるのは施設内の調理室を使用して調理させる場合に限り、施設外で調理し、搬入する方法は認められないものであること。また、出前の方法や市販の弁当を購入して、障害児に提供するような方法も認められない。</p> <p>なお、1日に複数回食事の提供をした場合の取扱いについては、当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。ただし、特定費用としての食材料費については、複数食分を通所給付決定保護者から徴収して差し支えないものである。</p> <p>⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 通所報酬告示第1の5の利用者負担上限額管理加算の注中、「通所利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、通所利用者負担額合計額の管理を行う指定障害児通所支援事業所等以外の障害児通所支援又は障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該通所給付決定保護者(18歳以上の利用者の場合は本人)の負担額合計額の管理を行った場合をいう。 なお、負担額が負担上限月額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。</p> <p>⑨ 福祉専門職員配置加算の取扱い 通所報酬告示第1の6の福祉専門職員配置等加算については、以下のとおり取り扱うこととする。 (一) 福祉専門職員配置等加算 (I) 指定通所基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上であること。 なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。(二)及び(三)において同じ。)</p> <p>(二) 福祉専門職員配置等加算 (II) 指定通所基準の規定により配置することとされている直接</p>

改正後	現 行
<p>処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であること。</p> <p>(三) (略)</p> <p>(四) (略)</p> <p>⑩ (略)</p>	<p>処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であること。</p> <p>(三) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)</p> <p>次のいずれかに該当する場合であること。</p> <p>ア 直接処遇職員として配置されている従業者の総数(常勤換算方法により算出された従業者数をいう。)のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</p> <p>イ 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p> <p>なお、イ中「3年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害児通所支援事業、障害児入所施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める障害福祉サービス事業(旧法施設を含む。)及び精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域活動支援センター等の事業、障害者就業・生活支援センター、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。</p> <p>また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含めることとする。</p> <p>(四) 多機能型事業所等における本加算の取扱いについて</p> <p>多機能型事業所については、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には全ての障害児に対して加算を算定することとする。</p> <p>⑩ 栄養士配置加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の7の栄養士配置加算のうち、栄養士配置加算(Ⅰ)の算定に当たっては、常勤の管理栄養士又は栄養士を、栄養</p>

改正後	現 行
<p>⑪ 欠席時対応加算の取扱い 通所報酬告示第1の8の欠席時対応加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) <u>①の(三)又は(五)を算定している事業所において、1月につき指定児童発達支援等を利用した障害児の延べ人数が利用定員に営業日数を乗じた数の80%に満たない場合については、重症心身障害児に限り8回を限度として算定可能とする。</u></p> <p>⑫ 特別支援加算の取扱い 通所報酬告示第1の9の特別支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) <u>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員又は厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和55年厚生省告示第4</u></p>	<p>士配置加算（Ⅱ）の算定に当たっては、非常勤の管理栄養士又は栄養士が、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）に配置されていること（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を含む。）が必要であること。</p> <p>なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は、この加算を算定できないこと。</p> <p>⑪ 欠席時対応加算の取扱い 通所報酬告示第1の8の欠席時対応加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。</p> <p>(二) 「障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該指定児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。</p> <p>⑫ 特別支援加算の取扱い 通所報酬告示第1の9の特別支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して、計画的に行った機能訓練又は心理指導（以下「特別支援」という。）について算定すること。</p>

改正後	現 行
<p>号)第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。)の教科を履修した者若しくはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を配置して、計画的に行った機能訓練又は心理指導(二)において「特別支援」という。)について算定すること。</p> <p>(二) 特別支援を行うに当たっては、児童発達支援計画を踏まえ、障害児ごとに自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画(特別支援計画)を作成し、当該特別支援計画に基づくこと。</p> <p>(三) 次に該当する場合には、当該加算は算定できないものであること。</p> <p>ア ①の(二)を算定している事業所において、言語聴覚士による訓練を行う場合。</p> <p>イ ①の(三)又は(五)を算定している事業所において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員による訓練を行う場合。</p> <p>ウ 児童指導員等加配加算により理学療法士等(保育士を除く。)を配置している場合</p> <p>⑬ 医療連携体制加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の10の医療連携体制加算については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ当該看護職員が障害児に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p>	<p>(二) 特別支援を行うに当たっては、児童発達支援計画を踏まえ、障害児ごとに自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画(以下「特別支援計画」という。)を作成し、当該特別支援計画に基づくこと。</p> <p>(三) 次に該当する場合には、当該加算は算定できないものであること。</p> <p>ア ①の(一)を算定している難聴児に対し、言語聴覚士による訓練を行う場合。</p> <p>イ ①の(三)又は(五)を算定している重症心身障害児に対し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訓練を行う場合。</p> <p>⑬ 医療連携体制加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の10の医療連携体制加算については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ当該看護職員が障害児に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。</p> <p>(一) 指定児童発達支援事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害児に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。この支援は指定児童発達支援事業所等として行うものであるから連携する医療機関の医師から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。</p> <p>(二) 指定児童発達支援事業所等は、当該障害児に関する必要な</p>

改正後	現 行
<p>(三) (略)</p> <p>(四) (略)</p> <p><u>(五) 通所報酬告示第1の10のホ又はヘにおける「1日当たりの訪問時間」については、連続した時間である必要はなく、1日における訪問時間を合算したものであること。</u></p> <p><u>(六) ①の(三)若しくは(五)又は④の3を算定している場合には、当該加算は算定できないものであること。</u></p> <p>⑭ 送迎加算の取扱い 通所報酬告示第1の11の送迎加算については、障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) (略)</p> <p><u>(二) 通所報酬告示第1の11の注1の2については、(一)及び④の3を算定している指定児童発達支援事業所において、略</u></p>	<p>情報を保護者等、主治医等を通じ、あらかじめ入手し本人の同意を得て連携する医療機関等に提供するよう努めるものとする。</p> <p>(三) 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けて支援の提供を行うこと。</p> <p>(四) 看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。（「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日保医発0331002号）を参照のこと。）</p> <p>⑭ 送迎加算の取扱い 通所報酬告示第1の11の送迎加算については、障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 通所報酬告示第1の11のイについては、障害児（重症心身障害児を除く。）に対して、送迎を行った場合に算定する。ただし、①の(一)又は(二)を算定している場合は、算定できないものであること。</p> <p><u>(二) 通所報酬告示第1の11のロについては、重症心身障害児に対して、送迎を行った場合に算定する。</u></p>

改正後	現 行
<p><u>痰吸引等が必要な障害児に対して看護職員を伴い送迎を行う場合に算定を行うものであること。</u></p> <p><u>(三) 通所報酬告示第1の11のロについては、重症心身障害児に対して、送迎を行った場合に算定する。</u></p> <p>重症心身障害児の送迎については、①の(三)又は(五)により評価しているところであるから、本加算においては送迎にあたり、運転手に加えて指定通所基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事するものに限る。)を1人以上配置している場合に算定を行うものであること。</p> <p>なお、医療的ケアが必要な重症心身障害児に対する送迎を行う場合には、喀痰吸引等を行うことができる職員を配置するよう努めること。</p> <p><u>(四) 送迎については、指定児童発達支援事業所等と居宅までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えないものであるが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。</u></p> <p><u>(五) 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定する。なお、当該所定単位数は、通所報酬告示第1の11の注1の2の加算がなされる前の単位数とし、当該加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではないことに留意すること。</u></p> <p>⑮ (略)</p>	<p>重症心身障害児の送迎については、①の(三)又は(五)により評価しているところであるから、本加算においては送迎にあたり、運転手に加えて指定通所基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事するものに限る。)を1人以上配置している場合に算定を行うものであること。</p> <p>なお、医療的ケアが必要な重症心身障害児に対する送迎を行う場合には、喀痰吸引等を行うことができる職員を配置するよう努めること。</p> <p><u>(三) 送迎については、指定児童発達支援事業所等と居宅までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えないものであるが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。</u></p> <p>⑮ 延長支援加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の12の延長支援加算については、運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間(以下「延長時間帯」という。)において、指定児童発達支援等を行った場合に、障害児の障害種別及び1日の延長支援に要した時間に応じ、算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア ここていう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。</p> <p>イ 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となるものであること。</p> <p>ウ 延長時間帯に、指定通所基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)が1名以上配置していること。</p>

改正後	現 行
<p>⑮の2 関係機関連携加算の取扱い 通所報酬告示第1の12の2の関係機関連携加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 関係機関連携加算（I）を算定する場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 児童発達支援計画に関する会議の開催に当たっては、当該障害児が通う関係機関が出席すること。また、当該障害児やその家族等も出席するよう努めること。 <u>なお、当該障害児やその家族等が会議に出席できない場合においても、意見を聴取し、その内容を児童発達支援計画に反映させるよう努めること。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p>	<p>エ 保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。</p> <p>⑮の2 関係機関連携加算の取扱い 通所報酬告示第1の12の2の関係機関連携加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 関係機関連携加算（I）を算定する場合</p> <p>ア 障害児が日々通う保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、放課後児童クラブ等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、障害児の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施するものであるから、ウの会議の開催に留まらず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。</p> <p>イ 障害児が複数の障害児通所支援事業所等で支援を受けている場合には、事業所間の連携についても留意するとともに、当該障害児が障害児相談支援事業を利用している場合には、連携に努めること。なお、他の障害児通所支援事業所との連携については加算の対象とはしないものであること。</p> <p>ウ 児童発達支援計画に関する会議の開催に当たっては、当該障害児が通う関係機関が出席すること。また、当該障害児やその家族等も出席するよう努めること。</p> <p>エ ウの会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、児童発達支援計画に関係機関との連携の具体的な方法を記載し、児童発達支援計画を作成又は見直しをすること。連携の具体的な方法等の記載に当たっては、関係機関との連絡調整等を踏まえていることが通所給付決定保護者にわかるよう留意すること。</p> <p>オ 会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日</p>

改正後	現 行
<p><u>カ 共生型児童発達支援事業所については、児童発達支援管理責任者を配置していない場合には、算定できないこと。</u></p> <p>(二) (略)</p> <p>⑮の3 <u>保育・教育等移行支援加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示第1の12の3の保育・教育等移行支援加算については、移行支援を行ったことにより、指定児童発達支援事業所又は共生型障害児通所支援事業所を退所して保育所等で受け入れられるようになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p><u>(一) 保育・教育等移行支援加算は、訪問日に算定するものであること。</u></p> <p><u>(二) 保育・教育等移行支援加算は、次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。</u></p> <p><u>ア 退所して病院又は診療所へ入院する場合</u></p>	<p>時、その内容の要旨及び児童発達支援計画に反映させるべき内容を記録すること。</p> <p>(二) 関係機関連携加算(Ⅱ)を算定する場合</p> <p>ア 障害児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際にも切れ目なく支援を継続できるようにする観点から、就学又は就職の機会を捉えて評価するものであること。</p> <p>イ 就学時の加算とは、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)又は特別支援学校の小学部に入学する際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであること。</p> <p>ウ 就職時の加算とは、企業又は官公庁等への就職の際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであるが、就職先が就労継続A型及びB型並びに就労移行支援事業所の場合は加算の対象とならないこと。</p> <p>エ 障害児の状態や支援方法を記録した文書を保護者の同意を得たうえで就学先又は就職先に渡すこと。なお、必ずしも会議の開催まで求めるものではないこと。</p> <p>オ 連携先との連絡調整や相談援助を行った場合には、相手ややり取りの内容について記録をすること。</p>

改正後	現 行
<p><u>イ 退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合</u> <u>ウ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)へ入学する場合</u> <u>エ 死亡退所の場合</u> (三) <u>保育・教育等移行支援加算の対象となる移行支援及び相談援助を行った場合は、移行支援及び相談援助を行った日及びその内容の要点に関する記録を行うこと。</u> (四) <u>移行支援の内容は、次のようなものであること。</u> <u>ア 具体的な移行を想定した子どもの発達の評価</u> <u>イ 合理的配慮を含めた移行に当たっての環境の評価</u> <u>ウ 具体的な移行先との調整</u> <u>エ 家族への情報提供や移行先の見学調整</u> <u>オ 移行先との援助方針や支援内容等の共有、支援方法の伝達</u> <u>カ 子どもの情報・親の意向等についての移行先への伝達</u> <u>キ 併行通園の場合は、利用日数や時間等の調整</u> <u>ク 移行先の受け入れ体制づくりへの協力</u> <u>ケ 相談支援等による移行先への支援</u> <u>コ 地域の保育所等や子育て支援サークルとの交流</u></p> <p>⑯ <u>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い</u> 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(平成30年3月30日付)障障発 0330 第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照すること。</p> <p>(2) <u>医療型児童発達支援給付費</u></p> <p>① <u>家庭連携加算の取扱い</u> 通所報酬告示第2の2の家庭連携加算については、2の(1)の</p>	<p>⑯ <u>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い</u> 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(平成29年3月28日付)障障発 0328 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照すること。</p> <p>(2) <u>医療型児童発達支援給付費</u></p> <p>① <u>児童発達支援管理責任者専任加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示第2の1の注4の児童発達支援管理責任者専任加算については、2の(1)の②を準用する。</u></p> <p>② <u>家庭連携加算の取扱い</u> 通所報酬告示第2の2の家庭連携加算については、2の(1)の</p>